

第 5437 号	 リーダースクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダースクラブFAXニュース (2016年)平成28年 3月29日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行: 税理士 三輪厚二)
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <http://www.souzokuzouyo.com>

⇨ 相続時精算課税制度チェックポイント

Q : 相続時精算課税制度の贈与と暦年贈与のどちらを適用したらいいかわかりません。相続時精算課税制度を利用する場合のチェックポイントはどんなところにありますか？

A : 次のようなところにあります。

【解説】

相続時精算課税制度の贈与の注意点、間違いやすいポイントをまとめますと、次のようになります。参考にしてください。

- ① この制度の適用をいったん受けると、通常の贈与(110万円が非課税となる贈与)の適用は受けられなくなります(併用は不可)ので、適用を受けるときは十分検討してください。
- ② この制度は、各々の受贈者が、贈与者である父母ごとに、選択できます。したがって、たとえば、父からの贈与は相続時精算課税制度による贈与を選択し、母からの贈与は、通常の贈与を選択するといったことができますので、一番よい方法を検討してください。
- ③ 義理の父母からの贈与には適用がありませんので注意してください。
- ④ 年齢は、満年齢ではなく、贈与をする年の1月1日で判定しますので注意が必要です。
- ⑤ 子供が親より先に亡くなっている場合は、その孫も対象者になります。
- ⑥ 評価額が下がるものを贈与するのは得策ではありません。

